

2006年6月30日

企業会計基準委員会 御中

財団法人 産業経理協会

## 実務対応報告公開草案第24号

「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い（案）」  
に対する意見の提出について

企業会計規準委員会名をもって平成18年6月6日付でコメントの募集が行われた実務対応報告公開草案第24号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い（案）」につき、当財団としては、次の方々に審議委員を委嘱して数回にわたる審議を行った結果、以下の通り意見を取りまとめたので提出いたします。

## 記

## 審議委員長

法政大学大学院教授

秋 坂 朝 則

## 審議委員

公認会計士（新日本監査法人）

太 田 達 也

電通 経理局経理部主管

小 柳 肇

明治大学大学院教授

佐 藤 信 彦

公認会計士（監査法人トーマツ）

中 島 努

公認会計士（あずさ監査法人）

中 島 祐 二

日本大学講師

濱 本 明

東京電力 経理部決算グループマネージャー

文 挟 誠 一

公認会計士（中央青山監査法人）

山 岸 聡

以上

連絡担当者：事業部長 小野 均

実務対応報告公開草案第 24 号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い（案）」に対する意見

貴委員会が平成 18 年 6 月 6 日に公表した「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い（案）」（以下「実務対応報告公開草案第 24 号」という。）では、まず投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準を適用に当たっての考え方を明らかにし、その中で、投資事業組合に対しても、会社と同様に、支配力基準及び影響力基準を適用するが、投資事業組合の場合には、株式会社と異なり、出資者が業務執行の決定を直接行うため、議決権に代えて、基本的には「業務執行権」によって、当該投資事業組合に対する支配力又は影響力を判断することが適当であるとしている。ただし、その基準となる「業務執行権」の内容が明確でないため、実務対応報告公開草案第 24 号の Q1 に対する A において、業務執行権全体に対する割合に応じた詳細な基準が示されているとしても、当該基準を実務に適用するには、困難が伴う。実務対応報告公開草案第 24 号の Q1 に対する A では、投資事業組合が組成される形態別の業務執行の決定がどのように行われるかが明らかにされているので、それぞれに応じて業務執行権の内容と、その割合の決定方法を明確にすべきである。

実務対応報告公開草案第 24 号の Q1 に対する A において、「緊密な者」につき詳細な説明がなされており、その中で「過去の業務執行権の行使状況」もその考慮すべき事項に含めているが、単に業務執行権の行使状況が同じであったというだけでは、緊密な者には該当しないなど、その運用における基準を明確にすべきである。

実務対応報告公開草案第 24 号の Q4 に対する A において、「支配が一時的である」ということを「直前連結会計年度末において会社が有する投資事業組合の業務執行権が 100 分の 50 以下で、かつ当該投資事業組合を支配している一定の事実がなく支配に該当しない場合において、翌連結会計年度以降その有する業務執行権が相当の期間にわたって 100 分の 50 以下であり、かつ、当該投資事業組合を支配している一定の事実がなく支配に該当しないことが確実に予定されている場合」としている。しかし、投資事業組合の中には組成する段階から短期で解散させることを予定しているものもあり、そのような投資事業組合では、投資事業組合を組成した連結会計年度と同一の連結会計年度において解散することもある。このような場合においても、組成から解散まで支配が継続しているときは、「支配が一時的である場合」に該当しないものと考えられる。したがって、実務対応報告において、支配が短期的であるということと支配が一時的であるということの違いに言及し、前示のようなケースにおいては、「支配が一時的である場合」には該当しない旨を明らかにすべきである。なお、投資事業組合の組成から解散までの間に中間連結財務諸表を作成している場合には、当該投資事業組合は連結の範囲に含まれることを併せて明示すべきである。